（登録団体府令第４条各号に定める申請書添付書類）

添付様式ク

内閣府政策統括官（防災担当）殿

年　　月　　日

団体名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

被災者援護協力業務に関して知り得た秘密の漏えいの防止に関する誓約書

|  |
| --- |
| 本様式の記載事項及び添付書類は、登録後、被災者援護協力業務に関して知り得た秘密の漏えいの防止に関する事項を記載した文書として、被災者支援に当たる地方公共団体等に開示されます。 |

チェックボックスに☑を入れて提出する。

* 個人情報を扱う場合は、個人情報保護法等の規定に従う必要があることを理解しています。
* 同法第33条の６及び第90条の６（※裏面参照）に定める秘密保持義務を履行します。
* 地方公共団体から被災者援護協力業務に関する委託を受ける際には、地方公共団体の秘密保持に関する規定に従います。
* 登録されたことにより、行政機関から被災者台帳をはじめとする機密情報の提供を受けることが保証されるものではないことを理解しています。

添付　団体が保有する情報セキュリティ又は個人情報の取扱に関する規定等

□　情報セキュリティ又は個人情報の取扱に関する規定等を有している。

（※）情報セキュリティ又は個人情報の取扱に関する規定やポリシー等を添付してください。

□　情報セキュリティ及び個人情報の取扱に関する規定等は有していない

（※）規定等を有していない場合、提出は不要です。規定等を有していない事実について、被災者支援に当たる地方公共団体等への開示の対象です。また、規定等を有していない場合でも、様式オ５．情報セキュリティ又は個人情報の取扱に関する方針の記載は必須です。

以下は任意です。

|  |  |
| --- | --- |
| 本様式の記載事項及び添付資料（情報セキュリティ又は個人情報の取扱に関する規定等）の一般への公表について | □　同意します。  □　同意しません。 |

（登録団体府令第４条各号に定める申請書添付書類）

添付様式ク　（裏面）

災害対策基本法

（秘密保持義務）

第三十三条の六

登録被災者援護協力団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、被災者援護協力業務に関して知り得た秘密（第九十条の四第一項第四号の規定により提供を受けた同項に規定する台帳情報に関する秘密を除く。）を漏らしてはならない。

（秘密保持義務）

第九十条の六

第九十条の四第一項第四号の規定により台帳情報の提供を受けた登録被災者援護協力団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、同号の規定により提供を受けた台帳情報に関する秘密を漏らしてはならない。